



AJEL

日本ラテンアメリカ学会 会 報



AJEL

2016年3月31日

No. 119

1. 理事会報告
○第149回理事会
2. 第37回定期大会の開催案内
3. 会則及び理事長・理事選出規則の改正について
4. 研究部会報告
5. 研究部会開催案内
6. 学術・国際交流
7. 年報第37号への投稿締め切り期日等
8. 新刊紹介
9. 学会参加報告
10. 事務局から

1. 理事会報告

○第149回理事会議事録

日時：2016年1月31日（日）13：30～18：30

場所：上智大学四谷キャンパス2号館8階

2-815a イスパニア語学科談話室

出席：大串（理事長）、宇佐見（書記）、久野、後藤、近田、谷、幡谷、林、宮地、安原、立岩礼子第37回定期大会実行委員長（定期大会に関わる議題にのみオブザーバーとして出席）

欠席：小池、村上

〈報告事項〉

1. 会報118号
安原理事より会報118号の発行に関する報告があった。会報の発送に遅れ

が生じたことに鑑み、スケジュール管理をいっそう厳格にするように理事長から要請があった。

2. 地域研究部会

谷理事より、東日本部会が1月16日に上智大学で開催されたとの報告があった。報告者は2名、参加者は報告者を含めて7名であった。次回は4月に開催される予定である。

中部部会については、担当の小池理事が欠席のため、代わって大串理事長が以下の通り報告した。12月13日に名古屋大学で開催し、発表者2名、非会員1名を含む9名の参加があった。報告者の1名より学会の規定に基づき交通費補助の申請があった。次回は3月下旬から4月下旬に愛知県立大学サテライトキャンパスで開催予定。

西日本部会については、担当の村上理事が欠席のため、代わって大串理事長が以下の通り報告した。12月19日に同志社大学において開催された。第1部はラテン・アメリカ政経学会西日本部会、第2部は同志社大学人文科学研究第14研究会との合同企画であった。参加者は第1部が報告者3名を含む14名、第2部は報告者2名を含む11名で、両方に参加した人もいた。次回については検討中。

3. 会計

近田理事より、会計の執行状況に関する説明があった。

4. 事務局

宮地理事より、マイページが開設されたことが報告された。会員へのマイページの案内文に記載されていたURLからマイページのURLにリンクされていなかったことについて、宮地理事から会員業務担当者に注意を促した。また、新たな学会印を作成し、事務局が保管するとの報告があった。

5. 学術交流

幡谷理事より、11月29日にJCASAの年次総会があり、参加した旨の報告があった。

6. ウェブサイト／学会ニュース

後藤理事より、ウェブサイトにおける定期大会の情報の欧文化を順次進めているが、現行では、分科会の欧文名、討論者の氏名の欧文表記と討論者の所属先の欧文名がウェブサイト担当理事に提供されていないので、それも提供されるようにする必要があるとの指摘があった。定期大会の情報の欧文化と過去の年報論文の掲載は、必ず今期の理事会中に実行することが再確認された。

また、クラウドを有料化することについて、理事会として承認した。ただし料金が高い場合にはあらためてメール審議に付すことになった。

7. 年報36号

林理事より、年報36号に関して以下の報告があった。9月24日に募集を締め切った時点で5件の応募があり、9月29日～11月18日の追加募集期間中に2件の応募があった。査読の結果、修正なしで掲載可の論文が1件、修正の上掲載可の論文が1件、修正の上掲載可の研究ノートが1件、不可が4件であった。そのほかに記念講演が掲載される。

〈審議事項〉

1. 第37回定期大会について

(1) 準備の状況

立岩大会実行委員長より以下の報告があった。記念講演に関しては、記念講演者：Michel Bertrand、タイトル：La construcción del estado colonial de América: de la historia de las instituciones a la historia de las prácticas políticasとする。大会発表の申し込みは、個別28件、パネル5件あり、前回とほとんど同じである。会場は京都外国語大学1号館とし、懇親会も同じ建物で行われる。

(2) 企画内容について

別紙資料及び口頭報告に基づき、企画がすべて承認された。

(3) 時間割編成について

一つのセッションで報告4人は多いのではないかとの意見が出され、個別研究報告4人のセッションをなくすことになった。

(4) 会員資格について

登壇者の会員資格を確認し、規定に従ってパネル討論者の非会員としての参加が承認された。

(5) シンポジウムについて

松久玲子会員が責任者を務めるパネルをシンポジウムにするように松久会員と交渉することになった。

(6) 討論者等

発表の討論者として名前が挙がっている人は、原則として報告者が依頼したわけではないので、実行委員会または大会担当理事が依頼する必要があることが確認された。また、討論者候補が未定の報告について、候補の人名が挙げられ、実行委員会または担当理事が依頼することとなった。

(7) 報告レジュメ、ペーパー、大会後の報告の集め方について

レジュメ集に掲載するレジュメとウェブサイトアップするペーパーの依頼は立岩実行委員長が行い、レジュメは3月31日までに実行委員会へ、ペーパーは5月12日までに村上理事に送ることが確認された。

会報用原稿は、個別研究報告の場合は司会者、パネルの場合はパネル責任者がとりまとめ、会報担当の安原理事に送付することが確認された。実行委員会が司会者を依頼する際に、司会者にはセッションの個別報告の要旨をとりまとめて会報用原稿を作成する義務があること、またその締切は6月20日であることを伝えることとされた。それとは別に、安原理事が司会者とパネル責任者用に会報用原稿提出依頼の文書を作成することになった。

2. 非会員からの大会聴講料徴収について

招聘講演者など、大会開催側が依頼して参加してもらう非会員からは聴講料を徴収しないことを確認した。また、定期大会の理事会で入会を承認する予定の非会員からは一律に聴講料を徴収しないことが決定された。対象者から聴講料を徴収しないために、事務局担当理事が入会予定者のリストを大会受付用に準備することになった。

3. 事務局

(1) 入退会の承認

入会希望者9名、退会希望者5名について審議し、吉武希恵、水越和摩、福岡真央、南博史、村野正景、Martí Alberto、三島玲子、松尾俊輔、岡部拓の各氏の入会と、熊倉靖子、北島啓治、吉岡広敏、飯島みどりの各氏の退会が承認された。以上とは別に、退会を希望している飯村文会員と木野シル

ビア会員については、3月31日までに滞納会費が納入されれば退会とし、納入されない場合は除名として扱うことが決定された。また、3年分の滞納があり、督促に応じなかった以下の11名の除名が承認された（敬称略）。フランクリン・アルカラ、江口信清、栗原昌子、小林操史、内木京子、中村美咲、レオネル・モンテロソ、山本一洋、吉田貴弘、パトリシア・ロサレス、エリカ・ロッシ。

※(2016年2月13日追記) 除名者のうち江口信清氏は、2015年4月16日に他界していたことが判明したため、メール審議により、同日付で逝去による退会とした。

(2) 国際文献社との業務委託契約更新

宮地理事より、国際文献社との業務委託契約を現行の契約とほぼ同内容で1年間更新することが提案され、承認された。

4. 会報119号について

宇佐見理事より、別紙資料に基づいて会報119号編集案と編集日程が提示された。原稿の締切は2月20日、発行予定は3月31日。

5. 理事選挙の通知について

次期理事の選挙が例年よりも前倒しになることについて通知する文章を理事長が作成し、葉書で全会員に送ることになった。

6. 若手支援制度申請について

幡谷理事より、棚瀬あずさ会員からマドリードからアルゼンチンへの往復の申請があったことが報告された。また、二瓶マリ子会員から、1月7~9日のハワイでの学会発表に関わる申請が出ていたことが宮地理事から指摘された。過去の理事会決定によって、ひとつの理事会では1つの申請のみを承認

することになっているが、今年度はこの2件を認めても合計4件で、そのうちの1件は非常に少額であったことから、2件とも承認することとした。

7. 2018年度の定期大会開催校について
大串理事長より、2018年度の定期大会を愛知県立大学で開催したい旨の提案があり、承認された。
8. 次期理事長・理事選挙選考委員会出席者への交通費支給について
大串理事長より、次期理事長・理事選挙選考委員会に首都圏以外から出席する会員に交通費を支給するとの提案があり、承認された。手続については、出席者のリストを見て会計担当理事が判断することになった。
9. JCASA事務局の引き受けについて

幡谷理事より以下の報告と提案があった。JCASAの事務局は2015年11月までの2年間、ラテン・アメリカ政経学会代表の資格で幡谷理事が担ってきたが、次に事務局を引き受けてくれる学会が見つからなかった。そこで、メール審議に諮ったとおり、2015年11月から2017年11月までの2年間を日本ラテンアメリカ学会で引き受けることにしたい。2015年11月から2016年6月までの期間は、管財人として幡谷理事が担当する。2017年11月以降は日本アフリカ学会が引き受けてくれることが予定されているし、輪番制なので、ここで引き受けておけば当分は回ってこないと思われる。以上の提案を受けて、幡谷理事の原案通り承認された。

次期の理事会には、学術会議・国際交流担当理事とは別にJCASA事務局担当理事を専任で置くように申し送ることになった。総会に日本ラテンアメリカ学会を代表して出席する理事は、

JCASA事務局担当理事以外にもいたほうが望ましいが、それは必須ではないことも申し送ることとされた。

10. 年報活性化案について

久野理事より、別紙資料に基づいて年報を活性化させるための諸選択肢の提案があり、意見が交換された。今期の理事会ではもはや年報の改革に着手することができないので、久野理事が準備した選択肢を参考資料として次期の理事会に申し送ること、また、年報の論文不足はここ数年一貫した傾向であり、何らかの対策を施すことが急務であることを併せて伝えることが決定された。

11. その他

- (1) 次回理事会は6月4日に京都外国語大学で開催されることが確認された。
- (2) 各理事担当の仕事をマニュアル化し、5月末までに現理事のメーリングリストで回覧することが確認された。

2. 第37回定期大会の開催案内

第37回定期大会は、2016年6月4日(土)および5日(日)の2日間、京都外国語大学(京都市右京区/JR京都駅より市バス28番か71番で約30分、もしくは阪急京都線「西院」^{さいいん}より徒歩15分、あるいは地下鉄東西線「太秦天神川」^{うずまさてんじんがわ}から徒歩13分)において開催されます。個別研究報告28件及びパネル研究報告5件の申し込みをいただきました。ありがとうございます。

今大会では、マドリードにある Casa de Velázquez (フランス・スペインおよびイベリア半島高等研究所 EHEHI: L'Ecole des hautes études hispaniques e ibériques/Escuela de Altos Estudios Hispánicos e Ibéricos) <https://www.casadevelazquez.org/>の所長 Dr. Michel Jean-Marie Bertrand による記念講演

“*La construcción del estado colonial en América: de la historia de las instituciones a la historia de las prácticas políticas*”を準備しております。バルトラン教授が所長を務められている Casa de Velázquez では、日本人研究者との共同研究を希望しています。情報交換の場として、バルトラン教授を囲むでのランチミーティングも設定いたします。また、シンポジウムには、松久玲子会員（同志社大学）を代表とする研究チームの皆様にご協力を賜り、「ラテンアメリカにおける女性の政治参加とジェンダー・クオータ」についてとりあげます。登壇者には陸月規子会員、重富恵子会員、丸岡泰会員、松久玲子会員、ディスカッサントには菊池啓一氏（アジア経済研究所）及び秋林こずえ氏（同志社大学グローバルスタディーズ研究科）をお迎えします。会員の皆様の奮ってのご参加をお待ちしています。

立岩礼子（第37回定期大会実行委員長）

3. 会則及び理事長・理事選出規則の改正について

理事長 大串和雄

6月4日（土）に京都外国語大学で開催される総会において、会則及び理事長・理事選出規則の改正を提案します。改正のポイントは以下の2点です。

1. 本学会では今後ウェブ選挙に移行することをすでに決定していますが、現行の理事長・理事選出規則では、郵便投票によって選挙を行うことが明文で規定されています。そこで、理事長・理事選出規則の第4条を改正し、郵便投票によるという規定を削除するとともに、「投票用紙」など郵便投票に限定される表現を改めます。これにより、2018年からウェブ選挙に移行するこ

とが可能になります。

2. 2015年の総会における会則等改正で、理事選挙で当選した理事が5名以内の理事を推薦する制度を新たに定めました。会報第116号（2015年3月）でも明らかにしたとおり、「推薦理事」を設ける目的の一つは、定期大会開催校の実行責任者に理事会に入っていただき、理事会と開催校との連携を改善することにあります。開催校のほうでは、各人の都合や適格性などを考慮して、最もふさわしい会員を実行責任者に指名することが期待されます。

ところが、現行会則の第14条では、「連続2期理事を経験した者は、次の2期理事に就任することができない。」と規定されています。この規定は、理事の固定化を防ぐという点で、大変有意義なものだと考えておりますが、開催校が様々な事情を勘案して決めた実行責任者が、たまたまこの規定に抵触して理事会に入れないのでは、「推薦理事」を設けた趣旨が十分に活かされません。特に会員数があまり多くない大学で開催校を引き受けてくださる場合には、実行責任者は「余人をもって代えがたい」ということが十分に想像されます。そこで、連続2期理事を経験した者は次の2期は推薦理事にも選ばないことを原則としつつも、その表現を弱め、定期大会実行責任者が例外的に理事会に入る余地を作るための会則・規則改正を行います。

具体的には、会則第14条の当該規定を削除するとともに、理事長・理事選出規則第3条第2項のほうに、連続2期理事を経験した者は次の2期は「被選挙権を有しない」旨を規定します。そして同規則第4条の2の第5項で、推薦理事（正式には「次期理事

長・理事選考委員会による選出理事)は「理事選挙の被選挙権を有する会員から選出することを原則とする」という形で、連続2期理事を務めた者は原則として推薦理事にも入らないこと、しかしそれには例外もありうることを

規定します。

以下に該当箇所の新旧対照表を掲載します。総会での審議をどうぞよろしくお願ひします。

会則新旧対照表

現行会則	改正案
<p>第13条（役員の選出）</p> <ol style="list-style-type: none"> （省略） 理事のうち15名は、理事長・理事選出規則にしたがって、正会員の中から会員の投票により選出する。選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員は選挙権および被選挙権を行使できない。その他の理事は、理事長・理事選出規則にしたがって、次期理事長・理事選考委員会が選出する。 （省略） （省略） <p>第14条（役員の任期） （1994年6月、2014年6月、2015年5月の総会にて一部改訂） <u>役員の任期は2年とし、連続2期を限度とする。連続2期理事を経験した者は、次の2期理事に就任することができない。</u></p>	<p>第13条（役員の選出）</p> <ol style="list-style-type: none"> （省略） 理事のうち15名は、理事長・理事選出規則にしたがって、正会員の中から会員の投票により選出する。選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員は選挙権および被選挙権を行使できない。その他の理事は、理事長・理事選出規則にしたがって、<u>会員の中から</u>次期理事長・理事選考委員会が選出する。 （省略） （省略） <p>第14条（役員の任期） （1994年6月、2014年6月、2015年5月の総会にて一部改訂） <u>役員の任期は2年とする。</u></p>

理事長・理事選出規則新旧対照表

現行規則	改正案
<p>第3条（選挙権および被選挙権）</p> <ol style="list-style-type: none"> 選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。 被選挙権は正会員がこれを有する。ただし<u>休会中の正会員はこの限りではない。</u> 	<p>第3条（選挙権および被選挙権）</p> <ol style="list-style-type: none"> 選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。 被選挙権は正会員がこれを有する。ただし<u>連続2期理事を経験した者は、次の2期理事選挙の被選挙権が停止される。また休会中の正会員は被選挙権を有しない。</u>

<p>第4条（選挙の方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選挙は郵便投票をもって行う。 2. 投票は、<u>無記名秘密投票とし、所定の投票用紙を用いる。</u> 3. 投票は<u>6名連記とする。</u> 4. 次の各号の場合、投票は無効とする。 <ol style="list-style-type: none"> (一) <u>投票用紙に署名もしくは捺印するなど選挙の秘密を妨げる記載を行った場合。</u> (二) <u>定数を超えて連記した場合。</u> <p>その他の投票の効力については、選挙管理委員会の決定による。</p> <p>5～7.（省略）</p> <p>第4条の2（次期理事長・理事選考委員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1～4.（省略） 5. 次期理事長・理事選考委員会は、会員の中から5名以内の理事を選出する。その際、専攻、年齢、勤務地などが会員の分布を反映するように留意しなければならない。また、理事選挙による当選者の中に東日本（新潟、群馬、山梨、神奈川以東）、中部日本（長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重）、西日本（福井、滋賀、奈良、和歌山以西）の各地域のブロック会員が少なくとも1名含まれていない場合には、理事選挙の結果を参考にしつつ、次期理事長・理事選考委員会で選出する理事にそのブロックの会員を必ず含めるものとする。次期理事長・理事選考委員会は、同委員会によって理事に選出された会員が理事就任を辞退する場合に備えて、あらかじめ代替理事候補を、順位を付けて定めるものとする。次期理事長・理事選考委員会による選出理事に対する理事就任可否の確認と選出理事への繰り上げは、現理事長がこれを行う。 	<p>第4条（選挙の方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（削除） 2. <u>投票の秘密は保障されなければならない。</u> 3. <u>選挙権を有する会員は、6名以下の被選挙権者に票を投じることができる。</u> 4. 次の各号の場合、投票は無効とする。 <ol style="list-style-type: none"> (一) <u>投票の秘密を妨げる行為があった場合。</u> (二) <u>6名を超える被選挙権者に票を投じた場合。</u> <p>その他の投票の効力については、選挙管理委員会の決定による。</p> <p>5～7.（省略）</p> <p>第4条の2（次期理事長・理事選考委員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1～4.（省略） 5. 次期理事長・理事選考委員会は、会員の中から5名以内の理事を選出する。その際、専攻、年齢、勤務地などが会員の分布を反映するように留意しなければならない。また、<u>理事選挙の被選挙権を有する会員から選出することを原則とする。</u>理事選挙による当選者の中に東日本（新潟、群馬、山梨、神奈川以東）、中部日本（長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重）、西日本（福井、滋賀、奈良、和歌山以西）の各地域のブロック会員が少なくとも1名含まれていない場合には、理事選挙の結果を参考にしつつ、次期理事長・理事選考委員会で選出する理事にそのブロックの会員を必ず含めるものとする。次期理事長・理事選考委員会は、同委員会によって理事に選出された会員が理事就任を辞退する場合に備えて、あらかじめ代替理事候補を、順位を付けて定めるものとする。次期理事長・理事選考委員会による選出理事に対する理事就任可否の確認と選出理事への繰り上げは、現理事長がこれを行う。
---	---

4. 研究部会報告

〈東日本部会〉

東日本部会は、2016年1月16日（土）13:30～16:30、上智大学四谷キャンパスにおいて開催された。報告者2名を含む7名の参加があった。当日は、大学入試センター試験当日ということもあり、報告も参加人数も多くなかったが、報告2件がいずれもブラジルをフィールドとするものであったことから活発な質疑応答および討論が行われた。

以下は、報告者自身による報告要旨および討論の記録である。

○「120年を迎えた日本ブラジル外交：二国間（バイ）と多国間（マルティ）関係からの一考察」

報告者：子安昭子（上智大学外国語学部）

2015年11月に修好通商航海条約締結から120年を迎えた日本とブラジルは、移住と経済交流（投資、貿易、ナショナルプロジェクト、経済協力など）を中心とする二国間関係を築いてきた。1990年代以降、日系ブラジル人によるいわゆるデカセギ現象が始まり、また2000年代後半、ブラジル経済が安定する中で、日本に進出する企業が増加するなど、日伯間のヒトやモノの流れは、伝統的な「日本からブラジルへ」の上に「ブラジルから日本へ」という動きが加わり、いわば双方向的になった。

21世紀に入る頃から、日本とブラジルは国際協力や多国間協議の場において協力的な関係が目立つようになった。前者については、三角協力として知られるモザンビークにおける農業開発（プロサバンナ計画）であり、後者は国連安保理改革を目指すG4（インド、ブラジル、日本、ドイツ）の動きである。

本報告では、120年に亘る二国間関係の

歴史を整理したうえで、上記2つの事例を紹介しながら、こうした国際協力や多国間の場での日伯協力の意義や課題について考察を行った。

○「COP21パリ会議とラテンアメリカ：気候変動に立ち向かう国家と市民【現地報告】」

報告者：舩方周一郎
（神田外語大学外国語学部）

本発表は、パリ同時多発テロの発生後に開催されたCOP21パリ会議での現地調査を報告することで、気候変動政策をめぐるラテンアメリカの国家と市民の現状と課題を提示することを目的とした。近年のラテンアメリカは、一定程度の民主主義の定着、経済成長、経済社会格差の是正を実現したものの、未だに気候変動の脅威に高い脆弱性をもつ地域である。しかし、この脅威への対応にラテンアメリカ諸国全体では共通認識を得ていない。本発表では、パリ協定の合意をめぐる基本姿勢として、推進派のブラジル（BASIC諸国）、協調派のペルーとメキシコ（AILAC+MEXICO諸国）、反対派のボリビア（ALBA諸国）の事例を紹介して、国際交渉における各グループの目標や、国家と市民の協働関係から類型化を試みた。その結果、新自由主義に対する国家の政策位置と、民主化移行期からの国家と環境運動との関係にまつわる歴史的背景の違いによって、各国の気候変動政策に違いが生まれた可能性を示唆した。

以上2件の報告を受けた討論では、ブラジルだけでなくラテンアメリカ地域の最新の政治経済情勢と関連させた形で活発な議論が交わされた。第一の子安報告に対しては、今後の日伯経済連携協定（EPA）締結の可能性および課題、特に足かせとなっていると言われるメルコスルの位置づけについて質問があった。報告者からは、ブラジルにとってメルコスルは政治的な意味も大

大きく、親市場的なEPAや太平洋同盟の側に付くのか、あるいは関税同盟であるメルコスルを強化していくのかという二者択一で判断できるものではないことが指摘された。つづく舛方報告に対しては、気候変動をめぐる各国の国際社会での姿勢の違いと国内情勢の関連について質疑応答がなされた。また、各国内での気候変動をめぐる議論がなされる際の国家と市民社会との関係について、民主化との関連が検討された。

(谷 洋之、Mauro Neves, Jr、大場樹精)

〈中部日本部会〉

2015年12月13日(日)13:30~17:00、名古屋大学国際開発研究科棟第7演習室にて開催され、参加者は9名(非会員1名を含む)であった。適当な討論者の都合がつかなかったため、今回は討論者をおかず、報告のあと全員が日本語とスペイン語で自由に討論する形式とした。2件の報告テーマは相互に関連性があり、参加者の間で活発な意見交換が行われた。報告および議論の概要は以下の通りである。

○“Challenge of Nikkei Peruvians second generation in Japan after the crisis 2008: Characteristics of second young generation of Nikkei Peruvian and their differences in employment status”

報告者 Jakeline Lagones

(ジャケリン・ラゴネス、

名古屋大学大学院博士課程)

本研究は、在日日系ペルー人第二世代の特質を明らかにするため、2008年のリーマンショック以降の彼らの雇用上の地位について調査したものである。第一世代の多くは、非熟練工場労働者として働いているが、第二世代の若者においても一定の割合の人々が同様の雇用環境で働いている。カイ二乗検定では、「工場労働者」と「それ以外

の労働者」という2つのグループ間の差異は、未婚既婚、年齢、学歴、社会的支援といった要素と相関性があることを示している。他方、本調査の結果、リーマンショック後の時期に一部の日系ペルー人第二世代の若者たちが、日本政府が失業者に提供していた「職業訓練給付金制度」を利用して雇用上の地位(正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト)を変更することに挑戦していたのである。ひきつづき工場労働者として働きつづけてはいるが、会社での雇用契約上の地位は、第一世代(そのほとんどは派遣社員)とは異なり、「正社員」や「契約社員」となっていることがわかった。

報告後のディスカッションでは、第二世代とはいえラテンアメリカの文化的影響を受けている彼らの思考様式や価値観について様々な質問やコメントがあった。報告者は、日系ペルー人の多くは、ペルーでは中間層に属していること、彼らにとってステータスの上昇とはお金を稼ぐことに他ならないこと、ペルーでは日本のような社会的支援策はない点などを挙げ、こうした事実は第二世代の思考や価値観にも影響を及ぼしていると指摘した。その上で、ペルーではホワイトカラーとブルーカラーの間で大きな賃金格差が存在するのに対し、日本ではホワイトカラーになることが良い賃金を得ることを意味しないため、ブルーカラーであっても「正社員」として働き、より高い賃金を得る(=ステータスが上昇する)ことの方に、より強い誘因がある点を指摘した。

○「日本における中南米出身者の就労・生活について—在住中南米出身女性における意識調査を中心に—」

報告者 ホリウチ・アリッセ・イズミ

(常葉大学他非常勤講師)

日本で働き、子育てしている中南米出身

女性（以下ラティーナス）が置かれている状況およびその中で直面している問題に焦点をあてて考察した。インタビュー調査に協力してくれた既婚者ラティーナスの特徴として、その66%が高学歴であるにもかかわらず、正規労働に就いている者はわずか11%であることが確認された。次に、仕事などで偏見やいじめを受けていたり、マタニティハラスメントの被害を受けているケースについて報告がなされた。本調査で明らかになったDV被害や高齢ラティーナスの課題などについては、今後さらに研究する必要があることを指摘した。

報告後のディスカッションでは、調査対象者ラティーナスの家族構成、二世または三世であるという背景との関連性、調査結果の数値の示し方等についてはもう少し検討が必要ではないかといった質問やコメントがあったほか、ラテンアメリカと日本の社会的背景の違いについて明確にした上で全体像を捉えるという視点が重要であるという指摘があった。さらに、多文化共生政策によるラティーナへの影響について、在住ブラジル人やペルー人同士のネットワークや組合等の現状や機能について質疑等があった。今後の研究の方向性として、本報告者はラティーナスの独自性を検証するため、中南米出身男性および日本人女性労働者との比較研究を行っていく予定である。

（小池康弘）

〈西日本部会〉

2015年12月19日（土）の午後、同志社大学（烏丸キャンパス志高館）において西日本部会研究会を開催した。今回の研究会は二部構成で実施した。

第一部「低成長期ラテンアメリカの政治経済」はラテン・アメリカ政経学会西日本部会との合同企画で、14名の参加があった。2010年代後半に入る現在、世界的に経済が

低成長となる中でのラテンアメリカの今日的位相の特徴やそれを分析する視角に焦点を合わせた。最初の浜口報告は、現在のラテンアメリカを捉える視点として構造主義的なアプローチを模索する重要性を提起し、第一部全体の方向付けを行った。続く桑山報告と村上報告は、日本との経済関係と政治について、それぞれラテンアメリカの現状を分析し、今後の課題と展望を披露した。会場からは、構造の具体的内容やその作用について各報告者に質問が寄せられ、構造とアクターの関係や過程に議論が及んだ。

報告の要旨は次のとおり。

○「ラテンアメリカ発展停滞のパズル試論」

報告者：浜口伸明（神戸大学）

目まぐるしく変化するラテンアメリカ・カリブ諸国（LACs）の政治経済変動を理解するための分析枠組として、この地域の固有性が取り入れられた構造主義的アプローチによる、政治学と経済学の融合的研究が必要とされている。発展過程の停滞や脆弱な制度、汚職などの重層的な問題から成る「LACs発展停滞のパズル」の全体像を明らかにする分析枠組み構築に向けた中間段階を報告した。

○「ラテンアメリカ・日本関係のいま—経済関係の日本モデル—」

報告者：桑山幹夫

（ラテンアメリカ協会）

過去50年の間、日本はラテンアメリカ・カリブ（LAC）地域の主要な貿易相手国、投資国、融資国、及びODA供与国であった。日本とLACの経済関係は、中国の優勢によって現在、影が薄いとされているものの、貿易統計が単に示唆するより遙かに多様化、グローバル化している。日本の対LAC投資は貿易を代替する性格を持ち、最先端の技術、ノウハウ、雇用、外貨収入

等、多くの機会と利点をLAC諸国にもたらしている。これは、中国LAC関係とは大きく異なる点である。

○「新たな段階の始まり?—ラテンアメリカ政治の現代的位相—」

報告者：村上勇介（京都大学）

過去30年間、国家社会関係のあり方について模索を続けてきたラテンアメリカは、新たな段階を迎えつつあるかにみえる。1980年代からのネオリベラリズム路線への転換、1990年代末からのポストネオリベラリズム局面と「左傾化」現象、そして、左派政権が実績を問われる今日の状況を振り返りつつ、ラテンアメリカ政治の現代的位相について分析を試みた。

（村上勇介）

第二部は、同志社大学人文科学研究部部門研究「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」との共催で開催された。浅倉寛子会員（メキシコCIESAS）と人文研のゲストスピーカーとして参加されたMarta Torres Falcón氏（UAM）からの報告があり、11名の参加者があった。報告後の質疑では、浅倉会員へメキシコ南北の国境警備の違いや男性労働者の場合の家族統合について質問があった。トーレス氏からはゲレーロ、オアハカ、チアパスにまたがる売春ネットワークの存在や移民女性の脆弱性についての指摘があり、活発な意見交換が行われた。

○「再生産空間における相互行為のダイナミズム—メキシコ、モンテレイメトロポリタン地区に住む中米出身家事労働者の事例から—」

報告者：浅倉寛子（メキシコ社会人類学高等学術研究所北東支部 CIESAS）
メキシコを含む、ラテンアメリカにおけ

る家事労働者（特に女性家事労働者）の存在は決して新しいものではなく、植民地時代から現在に至るまで、ずっと継続してきた。現在においては、家事労働者の需要は減少するどころか、雇用形態を変化させながら、むしろ増加していると言えるであろう。さらに、国家間の経済格差が拡大し、出稼ぎを目的とする人の移動が急激に加速した現代社会においては、家事労働に従事する者は自国出身者に限らず、他国から来た移民もこの種の労働市場に参入して来ている。本発表においては、メキシコ、モンテレイメトロポリタン地区で、家事労働市場に参入して来た中米移民女性の事例をもとに、労働の場と親密の場が重なり合う家庭という再生産空間における、中米移民家事労働者と彼女たちを取り巻く人々との相互行為と関係性を記述・考察する。

○“In Their Own Words: Female Victims of Human Trafficking in Mexico.”

報告者：Marta Torres Falcón
（Universidad Autónoma Metropolitana
（UAM）-Unidad Azcapotzalco）

Human trafficking has several important phases: recruitment, transportation, transfer, harbouring or receipt by means of threat or use of other forms of coercion. Mexico is a place of origin, transit and destination of international migration. There is also a strong internal migration. Women are very vulnerable to be recruited for forced prostitution. This work intends to consider women's experience through their own words. Additionally, some policies to prevent the trafficking and support the victims are proposed.

（松久玲子）

5. 研究部会案内

〈東日本部会〉

今回は、2016年4月16日（土）13:30より上智大学ポルトガル語科共同室（2号食堂10階）にて開催します。報告者等は決定次第、学会ウェブサイトおよびメール配信の学会ニュースでお知らせしますので、ふるってご参加ください。

（谷 洋之）

〈中部日本部会〉

2016年4月に愛知県立大学サテライトキャンパス（名古屋駅前）で開催の予定です。

（小池康弘）

〈西日本部会〉

4月前半の開催を予定しています。募集および開催については、学会ウェブサイトおよびメール配信の学会ニュースでお知らせいたします。

（村上勇介）

6. 学術・国際交流

2015年11月29日（日）午後2時～5時、上智大学にて、JCASA（地域研究学会連絡協議会）の年次総会が開催された。本学会からはJCASA事務局長（ラテン・アメリカ政経学会代表）も兼ねる学術・交流担当理事の幡谷が出席した。会計報告のほか、

事務局の任期（2年）満了に伴う、次期事務局の選出・承認が審議事項であった。加盟学会内での輪番制を徹底することを再確認したうえで、日本ラテンアメリカ学会（AJEL）に次期事務局の引き受けを依頼することとなった。幡谷は同学会の担当でもあったが、JCASA事務局任期は2015年11月30日から2年間であり、2016年6月4日をもって担当理事会からはずれぬため、AJEL理事会（2016年1月31日）において次期理事会に引き継ぐ提案をし、承認を受けることを前提に、6月4日まで幡谷が管財人としてJCASA事務局を預かることになった（本件については第149回理事会報告も参照されたい。）

（幡谷則子）

7. 『ラテンアメリカ研究年報』第37号の原稿募集について

■『ラテンアメリカ研究年報』第37号への投稿メ切について

次回『ラテンアメリカ研究年報』第37号の原稿募集のメ切は9月の予定です。

具体的な日程が決まり次第、学会ニュース等で配信します。ひとりでも多くの会員からの活発な投稿をお待ちしています。

第37号『ラテンアメリカ研究年報』
編集委員（林みどり）

8. 新刊書紹介

**国本伊代編『ラテンアメリカ 21世紀の社会と女性』
(新評論、2015年、390頁) (紹介者 柴田修子 大阪経済大学等非常勤講師)**

本書は、1985年発行の『ラテンアメリカ社会と女性』、2000年『ラテンアメリカ 新しい社会と女性』に続く「ラテンアメリカ・社会と女性シリーズ」の第3作目である。30年にわたって同じテーマを追い続け、それを着実に形にしてきた編者および執筆者の皆さまの熱意と実行力にまずは敬意を表したい。

シリーズを重ねる毎に、質、量ともにますます充実したものになっている。本書では域内20か国が取り上げられており、中米、カリブ海、南米すべての地域が網羅されている。内容も各国のジェンダー事情紹介から一歩踏み込み、序章で示される枠組みに沿っており、共通の問題意識が全体を通底している。そのため国ごとの状況がより鮮明になり、各国の比較が可能となっている。以下に本書の内容を紹介したい。

序章では、ラテンアメリカ全体の傾向が説明されている。まず強調されているのは、ジェンダー平等推進の進展と女性の社会進出である。教育の普及やジェンダー・クォータ制導入などの政策によって、20世紀後半以降女性の社会進出が顕著となった。民間企業における女性管理職や専門職の数はもとより、続々と誕生する女性大統領に象徴されるように、とりわけ政界への女性の進出は目覚ましい。こうしてみると、ラテンアメリカはジェンダー平等の優等生のようなようだが、この地域ならではの宿痾も指摘されている。上記の流れは高学歴女性の社会進出をさらに促進する一方で、教育機会へのアクセスを持たない貧困層には何ら資するものではなかった。社会的格差は縮小されず、貧困の連鎖が依然大きな課題となっている。また「マチスモ」の伝統が根強い。DVの被害は後を絶たず、最悪の場合、フェミニディオ(女性殺し)に至ることもある。DVに寛容な社会から脱却

し、人権を侵害する犯罪なのだという意識を高めるためには、法制面での整備が重要となる。このように本書では、光(ジェンダー平等推進)と闇(格差社会、暴力)の両方に焦点を当て、ラテンアメリカの現在の姿を描き出そうとしている。

第1章から20章では、序章で提示された問題意識をもとに各国の事情が論じられている。柱となるのは、1) 政治・経済・社会状況の概観、2) 女性の社会進出・政治参加の過程、3) ジェンダー・クォータ制の導入、4) DV防止法など暴力をなくすための取り組み、5) 貧困救済プログラムや連帯活動の紹介、である。章によって違いはあるものの、ほぼこの枠組みに沿って各国の特色と問題点が論じられている。前作と比べると統一感があり読みやすくなっている一方で、執筆者ならではの個性が抑えられて教科書的な記述になっている感は否めない。それでも読み進めていくと、国ごとに個性豊かで興味深い事例が見つかって面白い。たとえばボリビアのコチャバンバ県では、ジェンダー・クォータ制のおかげで女性市議が誕生した。一見平等化推進のようだが実は、クォータ制に縛られて男性が市議になれないための「代役」なのだそうだ。こうした制度と現実のギャップを見つけると、先の見えない地域研究にもまだ役割があるように思えて嬉しくなってくる。

世界的潮流としてジェンダー平等が推進されるようになったのは、1990年代以降のことである。それは人々の意識の向上というよりはむしろ、国連等の資金的支援の条件と結びついた結果である。教科書としても使えるであろうこの良書は、数値上の平等化とは違ったアプローチを考える手がかりを与えてくれるかもしれない。

9. 学会等参加報告

佐藤正樹

(東京医科歯科大学ほか非常勤講師)

2015年7月20日から24日にかけて、ボリビア多民族国スクレ市においてボリビア研究協会 *Asociación de Estudios Bolivianos* の第8回大会が行われた。ボリビアについての研究の促進を目的とした本協会は、およそ2年ごとにスクレ市で研究大会を開催している。今大会では異なるテーマを持つ33の小シンポジウムが設けられた。その中で報告者が参加したのは、シンポジウム4「植地的なるものの強化、あるいは亀裂：チャルカス地方における17世紀」である。本シンポジウムの主眼は、植民地社会が独立へと動き出す18世紀を前にして、チャルカスの17世紀がどのような時代であったのか問うことにある。

報告者は「システムを侵し、秩序を強化する：チャルカスにおける聴訴官ペドロ・デ・アサーニャとそのネットワーク (1644–1651年)」という題目で発表を行った。アサーニャはポトシの銀不正がピークを迎えていた時期にチャルカスの司法・行政を担当した植民地官僚の一人である。当時の関係当局の調査の結果、間接的な形ではあるがアサーニャは不正に深く関与していたことが明らかになり、チリへと左遷される。発表では、チャルカス地方の権力者であるアサーニャが同地に築いた人的なネットワークを明らかにした上で、それが植民地社会の法を侵すものであると同時に、その安定にも一役買っていたことを論じ、当該時期のチャルカスにおける統治の複雑さを浮き彫りにすることを目指した。

シンポジウムには合計7名が登壇し、その顔ぶれは多彩なものとなった。個々の発表を、その順番にそって簡単に紹介したい。エルサ・バレリア・アンテサーナ・ソリア氏

による発表は17世紀のポトシで使用されていた陶器の出处を考古学的に明らかにするものであった。アナ・マリア・ガルシア氏は17世紀のラ・パスにおける家族ネットワークについて、ヒメナ・メディナセリ氏は17世紀カランガス地方における先住民村落の変遷について、それぞれ論じた。17世紀後半になると、スペイン王室に異議を申し立てる先住民首長がアンデスの各地に現れる。この潮流にチャルカスの事例を位置付ける考察は、ルイス・ミゲル・グラベ氏によって行われた。報告者による発表を挟み、次に17世紀末にラテンアメリカを旅して回ったアラビアの聖職者、バビロニアのエリアスによるチャルカス社会の描写について、アンドレス・オリーアス氏が発表した。最後にパブロ・キスベルト氏によって、ユカタンからチャルカスへと渡った聖職者の両赴任地における宗教政策上の連続性と相違が論じられた。なお、大会全体のプログラムは以下からダウンロードできる。<http://www.archivoybibliotecanacionales.org.bo/images/AEB/Programa-AEB-2015.pdf>

ボリビア国立文書館で行われた我々のシンポジウムは多くの聴衆に恵まれ、個々の発表について活発な質疑が交わされた。報告者にとっては、アンテサーナ・ソリア氏の発表はポトシの銀不正の実行犯の一人、フランシスコ・ゴメス・デ・ラ・ロチャの邸宅を分析対象にしていたこともあり、とりわけ興味深かった。また、その銀不正の実態について、司会・聴き手も交えて議論が出来たことは幸いであった。シンポジウムの全体的な狙いに関して言えば、安定の時代と見られがちな17世紀に、実際に生じていた様々な社会的な変化を認識し、それらを続く世紀に跡付けていく必要性が共有されたことが有意義であったと言える。ラテンアメリカ学会のご支援に対し、深く感謝申し上げる。

10. 事務局から

事務局の会員管理業務を委託した企業が提供する「マイページ」サービスが1月に開設されました。今後は皆様ご自身が所属や住所などの情報を「マイページ」を通じて登録することになります。情報を最新のものにすることは、「マイページ」の会員検索が有効に機能するために非常に重要です。異動や転居などの際には必ず情報の更新をお願い致します。

1. 会員情報

[Redacted text block]

[Redacted text block]

編集後記

本号には、第149回理事会議事録、および会則及び理事長・理事選出規則の改正についての記事が収録されています。2015年総会において理事長・理事の選出方法が変更されましたが、今回の改正はその一部の改正です。次期総会に諮りますので、皆様におかれましても御留意ください。また、「マイページ」サービスが本年1月に開始されましたことを重ねてご連絡申し上げます。

(宇佐見耕一)

会費納入のお願い

学会会費を未納の方は、下記の郵便振替口座にご送金願います。会則により、会費を連続して2年間、無届で滞納した場合は除名となることがあります。

口座記号番号：00140-7-482043

加入者名：日本ラテンアメリカ学会

No.119 2016年3月31日発行

学会事務局

〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1

東京外国語大学宮地隆廣研究室気付

TEL 042-330-5248

FAX 042-330-5448

メール ajel.jalas@gmail.com